

4 その他

休暇制度概要	制度内容					休暇期間等（有給／無給）
負傷又は疾病	負傷又は疾病の場合					以下に定める期間内 有給
	勤務日の日数	※ 週5日以上 又は 年217日以上	週4日 又は 年169日以上 217日未満	週3日 又は 年121日以上 169日未満	週2日 又は 年73日以上 121日未満	週1日 又は 年48日以上 73日未満
	付与日数	10日	7日	5日	3日	1日
	任期が5月以下の場合の付与日数＝表内の日数×任期(1月未満切り上げ)／6（端数は切り捨て） ※「5日以上」には、一週間の勤務日が4日以下で一週間の勤務時間が29時間以上を含みます。					
感染症のまん延防止	感染症まん延の防止等のために必要な場合として人事委員会が定める場合					その都度必要と認められる期間 有給
非常災害による交通遮断	風水震火災その他の非常災害による交通の遮断により通勤が不可能となった場合					その都度必要と認められる期間 有給
住居滅失	風水震火災その他の天災地変により職員の現住居が滅失又は破壊された場合					1週間を超えない範囲内で、その都度必要と認められる期間 有給
交通機関の事故等	交通機関の事故等による不可抗力の場合					その都度必要と認められる期間 有給
官公署出頭	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき					その都度必要と認められる期間 有給
公民権行使	選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき					その都度必要と認められる期間 有給
結婚休暇	会計年度任用職員の婚姻の場合					連続する5日を超えない範囲内で、必要と認められる期間 有給

忌引き	忌引きの場合で、以下の期間内	その都度必要と認められる期間																													
	<table><tr><td colspan="2">死亡したもの</td><td>日数</td></tr><tr><td colspan="2">配偶者</td><td>10日</td></tr><tr><td rowspan="6">血族</td><td>1親等の直系尊属（父母）</td><td>7日</td></tr><tr><td>1親等の直系卑属（子）</td><td>7日</td></tr><tr><td>2親等の直系尊属（祖父母）</td><td>3日</td></tr><tr><td>2親等の直系卑属（孫）</td><td>1日</td></tr><tr><td>2親等の傍系者（兄弟姉妹）</td><td>3日</td></tr><tr><td>3親等の傍系尊属（伯叔父母）</td><td>1日</td></tr><tr><td rowspan="4">姻族</td><td>1親等の直系尊属</td><td>5日</td></tr><tr><td>1親等の直系卑属</td><td rowspan="3">1日</td></tr><tr><td>2親等の直系尊属</td></tr><tr><td>2親等の傍系者</td></tr><tr><td colspan="2">3親等の傍系尊属</td><td></td></tr></table> ※生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。 いわゆる代襲相続の場合において祭具等の継承を受けた者は、1親等の直系血族（父母および子）に準ずる。 葬祭のため遠隔の地に赴く必要がある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。	死亡したもの		日数	配偶者		10日	血族	1親等の直系尊属（父母）	7日	1親等の直系卑属（子）	7日	2親等の直系尊属（祖父母）	3日	2親等の直系卑属（孫）	1日	2親等の傍系者（兄弟姉妹）	3日	3親等の傍系尊属（伯叔父母）	1日	姻族	1親等の直系尊属	5日	1親等の直系卑属	1日	2親等の直系尊属	2親等の傍系者	3親等の傍系尊属			有給
死亡したもの		日数																													
配偶者		10日																													
血族	1親等の直系尊属（父母）	7日																													
	1親等の直系卑属（子）	7日																													
	2親等の直系尊属（祖父母）	3日																													
	2親等の直系卑属（孫）	1日																													
	2親等の傍系者（兄弟姉妹）	3日																													
	3親等の傍系尊属（伯叔父母）	1日																													
姻族	1親等の直系尊属	5日																													
	1親等の直系卑属	1日																													
	2親等の直系尊属																														
	2親等の傍系者																														
3親等の傍系尊属																															
夏季休暇	夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進または家庭生活の充実のため、勤務しないことが相当と認められる場合	任命権者が定める期間（知事部局においては6月から10月）において、以下に定める期間（単位：1日又は1時間）																													
	<table><tr><td colspan="2">勤務日の日数</td><td>※ 週5日以上 又は 年217日以上</td><td>週4日 又は 年169日以上 217日未満</td><td>週3日 又は 年121日以上 169日未満</td><td>週2日 又は 年73日以上 121日未満</td><td>週1日 又は 年48日以上 73日未満</td></tr><tr><td rowspan="3">任命権者が 定める期間 における任 期</td><td>2月超</td><td>5日</td><td>4日</td><td>3日</td><td>2日</td><td>1日</td></tr><tr><td>1月を超え 2月以下</td><td>3日</td><td>2日</td><td>2日</td><td>1日</td><td>0日</td></tr><tr><td>1月</td><td>1日</td><td>1日</td><td>1日</td><td>0日</td><td>0日</td></tr></table> 任命権者が定める期間における任期が1月未満の場合は0日 ※「5日以上」には、一週間の勤務日が4日以下で一週間の勤務時間が29時間以上を含みます。	勤務日の日数		※ 週5日以上 又は 年217日以上	週4日 又は 年169日以上 217日未満	週3日 又は 年121日以上 169日未満	週2日 又は 年73日以上 121日未満	週1日 又は 年48日以上 73日未満	任命権者が 定める期間 における任 期	2月超	5日	4日	3日	2日	1日	1月を超え 2月以下	3日	2日	2日	1日	0日	1月	1日	1日	1日	0日	0日	有給			
勤務日の日数		※ 週5日以上 又は 年217日以上	週4日 又は 年169日以上 217日未満	週3日 又は 年121日以上 169日未満	週2日 又は 年73日以上 121日未満	週1日 又は 年48日以上 73日未満																									
任命権者が 定める期間 における任 期	2月超	5日	4日	3日	2日	1日																									
	1月を超え 2月以下	3日	2日	2日	1日	0日																									
	1月	1日	1日	1日	0日	0日																									
負傷又は疾病 （公務上又は通勤）	公務上又は通勤の負傷若しくは疾病の場合	その都度必要と認められる期間																													
生理休暇	女性職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間																													

骨髄移植	会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	その都度必要と認められる期間 無給
-------------	--	---------------------------------